

令和6年4月1日

各位

公益社団法人 長崎県食品衛生協会
食品環境検査センター

食品の細菌数検査ご依頼のお客様へご協力をお願い

平素は格別のご高配を賜り、誠に有難うございます。この度は、当協会にご依頼下さり感謝申し上げます。

さて、令和6年4月1日より、長崎県の「食品の衛生検査に関する実施要領」の食品衛生指導規格基準に係る試験法の改訂に伴い、細菌数の培養時間が24時間から48時間に変更となりました。

大変恐縮ではございますが、当協会の業務時間の都合上、受付日を週の前半部となります。月曜から水曜に、ご検体の搬入をして頂き、ご依頼下さいますようよろしくお願い致します。但し、緊急時の検査など、ご都合がつかない場合は、できるだけご対応させて頂く所存でございますので、何卒、ご理解とご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、細菌数以外の検査のご依頼に関しましては、これまで通り、月曜から金曜の午前9時から午後5時までとなります。併せてご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。